

EUの24カ国，統一特許裁判所協定に署名

2013年2月19日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EU 理事会及び議長国アイルランドは，2月19日，統一特許裁判所協定（Agreement on a Unified Patent Court）の署名式典がブリュッセルで開催され，EU の 24 カ国が署名を行った旨，プレスリリースを行った。

プレスリリースによると，EU 加盟 27 カ国のうち，ブルガリアは国内手続きを完了した後に近日中に署名する予定であるが，ポーランドとスペインは署名を行わなかった。いずれの国も，今後，本協定に署名することが可能である。

統一特許裁判所は，欧州単一効特許（European Patent with Unitary Effect，以下「単一特許」）を取り扱う裁判所として新たに創設されるものであり，また，単一特許のみならず，従来型の欧州特許についても専属管轄を有する¹こととされている。

単一特許及び統一特許裁判所については，(1)単一特許規則（単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012），及び(2)単一特許の翻訳言語規則（「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する 2012 年 12 月 17 日理事会規則(EU) No 1260/2012），及び(3)統一特許裁判所協定のパッケージで法的枠組みが構成されており，これらは統一特許裁判所協定の発効と同時に適用が開始されることになっている。そしてこの協定は，英国，ドイツ，フランスを含む 13 か国の批准によって，早ければ 2014 年 1 月に発効する予定である。

単一特許制度に現時点で参加していないイタリアとスペインのうち，イタリアは統一特許裁判所協定には署名を行ったが，スペインは統一特許裁判所協定にも署名を行わなかった。

また，ポーランドについては，Warsaw Business Journal の報道によれば，当初は単一特許制度への支持を表明していたものの，他国での運用状況を見極めてから判断を下す方針に変更した模様である。

¹ ただし，移行期間中（7年間を予定）は，従来型の欧州特許については，統一特許裁判所の管轄からの適用除外（opt-out）を申請することができ，この場合は国内裁判所の管轄となる。

－ EU 理事会のプレスリリースは，以下参照 －

[Signing of the Unified Patent Court agreement \(PDF\)](#)

－ EU 議長国アイルランドのプレスリリースは，以下参照 －

[Presidency helps boost European innovation by delivering long-awaited Unified Patent Court Agreement](#)

－ 統一特許裁判所協定及び裁判所規程の日本語仮訳は，以下参照 －

[統一特許裁判所協定 \(PDF\)](#)

－ 統一特許裁判所協定及び裁判所規程の原文は，以下参照 －

[Agreement on a Unified Patent Court \(16352/12\) \(PDF\)](#)

[Agreement on a Unified Patent Court \(16351/12 COR 1\) \(PDF\)](#)

－ ポーランド政府の方針に関する報道は，以下参照 －

[Poland takes wait-and-see approach on unitary patent](#)

－ 欧州単一効特許に関する EU 規則の官報掲載に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[欧州連合，欧州単一効特許の EU 規則を官報に掲載 \(2013 年 1 月 22 日\)](#)

－ 欧州単一効特許の法的枠組みの採択に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 －

[欧州議会，欧州単一効特許の法的枠組みを賛成多数で可決 ―正式に EU の規則として成立へ― \(2012 年 12 月 11 日\) \(PDF\)](#)

(以上)